

平成 29 年度 地域貢献活動助成対象事業 募集要項

一般社団法人 三重県建築士会
まちづくり委員会 地域貢献活動助成評議会

建築士会会員が参画する地域貢献活動を支援し、地域の発展に寄与することを目的に、地域貢献活動に対する活動費の助成を行います。



上記掲載写真は志摩市で行われた第 8 回みえ景観まちづくり会議において当助成を受けた団体の報告会風景です。

1. 助成の対象団体

- (1) 申請時に組織内に 1 年以上継続して建築士会会員である者がおり、建築士会会員が 3 名以上在籍している活動団体の代表者が申請することができます。
- (2) 建築士会の内部組織（支部、研究会等）の代表者。

助成の対象事業

平成 29 年度中（H29. 4. 1～H30. 3. 31）に計画している事業で、会員が参画する以下のテーマに沿った営利を目的としない地域貢献活動

- (1) 地域のまちづくり
- (2) 歴史的遺産の再生と活用

- (3) 景観の保全
- (4) 居住環境の保全・改善
- (5) 自然環境の保全・整備
- (6) 福祉環境の整備
- (7) 地域住宅づくり
- (8) 地域防災づくり
- (9) その他、地域活性化、社会サービス等

*上記の対象事業は継続事業が望ましく、かつ以下に該当する事業は除外されます。

- ・地域への貢献が不明確なもの

事業内容の成果が期待できるものであっても、地域貢献が見込めない事業

- ・建築士としての職能を活かしていないもの

(一社)三重県建築士会が支援する地域貢献の趣旨として、建築士がその職能を活かした地域貢献活動を対象事業としているため、たとえそれが地域貢献へ寄与していたとしても、建築士の職能を活かしていないもの

※同一事業での助成対象期間は最大3年間といたします。

通算3年間助成を受けている事業は助成の対象となりません。

2. 助成額

平成29年度の助成総額 100,000円

一件あたりの限度額 50,000円 (事業費の1/2を上限とする)

ただし、限度額の範囲内で地域貢献活動助成評議会が決定した額(希望金額に満たない場合も有り得ます。)

3. 助成申請の時期

平成29年4月1日から平成29年4月20日必着分とします。

4. 助成の申請方法

所定の助成申請書により、(一社)三重県建築士会内事務局に申請を行ってください。

5. 助成の決定

地域貢献活動助成評議会の審査結果に基づき、助成事業及び助成交付額を平成29年4月末までに決定し、審査の結果を応募者に通知します。

6. 助成の事業報告及び助成金の交付

助成決定団体はその事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください。実績報告書を提出頂いた後に、地域貢献活動助成評議会の審査を経て助成金を平成30年6月下旬頃に交付いたします。その事業の成果は三重県建築士会のホームページへの記載、また事業報告会を開催し各位にお知らせすることを予定しております。

7. 申請先及びお問い合わせ先

一般社団法人 三重県建築士会内 事務局

514-0003 三重県津市桜橋二丁目177-2 三重県建設産業会館3階

TEL 059-226-0109 URL <http://www.mie-kenchikushikai.or.jp/>